

## 令和7年度暮らしの場づくりサポート事業仕様書

### 1 目的

重度の強度行動障害のある方の地域での受入先の拡大を図るため、相談支援事業所等への支援を強化する。また、支援方法の構築など受入れに関する課題を抱え、受入れが難しい施設や精神科病院等に対して、見学会や意見交換会等を開催し、関係事業者の理解促進や連携強化を図る。

### 2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 事業内容等

#### (1) アドバイザー事業

##### ア 概要

暮らしの場支援会議※対象者の受入れを検討している施設が抱える懸念点（日中活動の場との連携や緊急時の精神科病院との連携等）を払拭し、対象者の障害特性に合わせた適切な支援を可能とする体制での受入れに繋げるため、アドバイザーを配置し、相談支援事業所、基幹相談支援センター、市町村等に対して移行調整のサポート業務を行う。

##### ※暮らしの場支援会議

県が強度行動障害支援の有識者、民間施設・相談支援事業所関係者、医療関係者等により構成する「暮らしの場支援会議」を運営し、民間事業者の協力の下、市町村と連携し、支援が難しい重度の強度行動障害のある人を一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へとつなぐ会議。

##### イ 主な業務内容

現地調査、対応方針の作成、関係者会議への参加、関係施設及び病院訪問、受入れ後のフォローアップ等

##### ウ サポート先

暮らしの場支援会議対象者の支援に携わる相談支援事業所、基幹相談支援センター、市町村等

##### エ 対象人数・回数 ※対象者の状態や状況等により変動。

対象者9名（1名あたり約14日間）

## (2) 伴走支援サポーター事業

### ア 概要

施設等からの依頼に応じて、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」の修了者や中核的人材研修修了者、暮らしの場支援会議対象者の受入経験を有する施設関係者等を伴走支援サポーターとして派遣し、指導・助言等を行い、対象者の障害特性に合わせた適切な支援を可能とする体制をつくとともに支援の質の向上を図る。

### イ 主な業務内容

伴走支援サポーターの選定及び派遣、フォローアップ、進捗管理等

### ウ 派遣先

暮らしの場支援会議対象者の支援に携わる障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（共同生活援助、生活介護、精神科病院等）など

### エ 対象人数・回数 ※対象者の状態や状況等により変動。

対象者9名（1施設あたり5回程度）

## (3) 見学会・意見交換会等事業

### ア 概要

受入れに課題を抱え、受入れが難しい施設や精神科病院に対して、下記項目を満たす見学会や意見交換会等を開催し、関係事業者の理解促進や連携強化を図る。

- a 施設職員や医療従事者が重度の強度行動障害のある方の暮らしや支援（治療）イメージが掴める内容であること（暮らしの場支援会議対象者を受け入れている施設や病院への見学会や意見交換会、交流会など）
- b 医療と福祉での相互理解の促進となる内容であること（暮らしの場支援会議対象者の受入れに係る医療と福祉の連携事例の発表会や意見交換会、交流会など）

イ 主な業務内容

訪問施設及び講師等の選定、企画・調整業務、広報、当日の運営や進行など

ウ 対象先

千葉県内の障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（共同生活援助、生活介護等）、相談支援事業所、基幹相談支援センター、市町村及び精神科病院など

エ 実施回数 ※内容や開催規模等により変動。

年間4回以上

4 報告

事業を受託した法人は、別に定めるところにより知事に対して事業の実施状況等について報告するものとする。

5 個人情報の取扱い

本仕様書の業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うものとする。